

議案第58号

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在

しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(手数料の徴収) <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(13の2) 略</p> <p>(13の3) 介護保険法<u>第115条の35第2項</u>の規定に基づく介護サービス情報の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>(13の4) 介護保険法<u>第115条の35第3項</u>の規定に基づく介護サービス情報及びその調査結果の公表 1件につき9,500円</p> <p>(14)～(19) 略</p> <p><u>(19の2) 保健師助産師看護師法第15条の2第2項</u>の規定に基づく准看護師再教育研修の実施 次に掲げる区分に応じ、そ</p>	(手数料の徴収) <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(13の2) 略</p> <p>(13の3) 介護保険法<u>第115条の29第2項</u>の規定に基づく介護サービス情報の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>(13の4) 介護保険法<u>第115条の29第3項</u>の規定に基づく介護サービス情報及びその調査結果の公表 1件につき9,500円</p> <p>(14)～(19) 略</p>

それに定める額

ア 戒告処分を受けた者に対する准看護師再教育研修 1件

につき48,000円

イ アに規定する者以外の者に対する准看護師再教育研修

1件につき86,000円

(19の3) 保健師助産師看護師法第15条の2第4項の規定に基

づく准看護師再教育研修を修了した旨の登録 1件につき

5,600円

(19の4) 保健師助産師看護師法第16条に規定する再教育研修

修了登録証の書換交付又は再交付 次に掲げる区分に応じ、

それに定める額

ア 再教育研修修了登録証の書換交付 1件につき3,400円

イ 再教育研修修了登録証の再交付 1件につき4,100円

(20)～(22) 略

(23) 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）

第6条第2項（同令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく准看護師免許証、保健婦免状又は看護婦免状の書換交付 1件につき3,400円

(24)～(131) 略

(20)～(22) 略

(23) 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）

第6条第2項（同令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく准看護師免許証、保健婦免状又は看護婦免状の書換え交付 1件につき3,400円

(24)～(131) 略

(132) 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく火薬類製造保安責任者試験等の実施又は火薬類製造保安責任者免状等の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 火薬類製造保安責任者試験又は火薬類取扱保安責任者試験の実施 1件につき17,000円

イ 略

(133)～(144) 略

(145) 高圧ガス保安法第31条第2項（高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。）の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき9,000円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、

1件につき8,500円）

イ 丙種化学責任者免状に係るもの 1件につき8,400円（電

(132) 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく火薬類製造保安責任者試験等の実施又は火薬類製造保安責任者免状等の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 火薬類製造保安責任者試験又は火薬類取扱保安責任者試験の実施 1件につき12,000円

イ 略

(133)～(144) 略

(145) 高圧ガス保安法第31条第2項（高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。）の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき10,000円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、

1件につき9,500円）

イ 丙種化学責任者免状に係るもの 1件につき9,400円（電

子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、
1件につき7,900円)

ウ 乙種機械責任者免状に係るもの 1件につき9,000円 (電子
子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、
1件につき8,500円)

エ 第2種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき9,000
円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつ
ては、 1件につき8,500円)

オ 第3種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき8,400
円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつ
ては、 1件につき7,900円)

カ 第1種販売主任者免状に係るもの 1件につき7,600円
(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつ
ては、 1件につき7,100円)

キ 第2種販売主任者免状に係るもの 1件につき6,000円
(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつ
ては、 1件につき5,500円)

(146)～(172) 略

(173) 液化石油ガス法第38条の5第2項の規定に基づく液化

子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、
1件につき8,900円)

ウ 乙種機械責任者免状に係るもの 1件につき10,000円 (電
子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、
1件につき9,500円)

エ 第2種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき10,000
円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつ
ては、 1件につき9,500円)

オ 第3種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき9,400
円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつ
ては、 1件につき8,900円)

カ 第1種販売主任者免状に係るもの 1件につき8,500円
(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつ
ては、 1件につき8,000円)

キ 第2種販売主任者免状に係るもの 1件につき6,700円
(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつ
ては、 1件につき6,200円)

(146)～(172) 略

(173) 液化石油ガス法第38条の5第2項の規定に基づく液化

石油ガス設備士試験の実施 1件につき20,700円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき20,200円）

(174)～(233の3) 略

(234) 鳥獣保護法第39条第1項の規定に基づく狩猟免許の交付 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	
(1) 鳥獣保護法第49条各号に掲げる者	1件につき <u>3,900円</u>
(2) その他の者	1件につき <u>5,200円</u>

(234の2) 鳥獣保護法第46条第2項の規定に基づく狩猟免状の再交付 1件につき1,000円

(235) 鳥獣保護法第51条第3項の規定に基づく狩猟免許の更新 1件につき2,800円

(236) 鳥獣保護法第55条第1項の規定に基づく狩猟者の登録

石油ガス設備士試験の実施 1件につき23,000円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき22,500円）

(174)～(233の3) 略

(234) 鳥獣保護法第39条第1項の規定に基づく狩猟免許の交付 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	
(1) 鳥獣保護法第49条各号に掲げる者	1件につき <u>4,000円</u>
(2) その他の者	1件につき <u>5,300円</u>

(234の2) 鳥獣保護法第46条第2項の規定に基づく狩猟免状の再交付 1件につき1,100円

(235) 鳥獣保護法第51条第3項の規定に基づく狩猟免許の更新 1件につき2,900円

(236) 鳥獣保護法第55条第1項の規定に基づく狩猟者の登録

1件につき1,800円

(237)～(301) 略

(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき16,900円

(303)～(315) 略

(316) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項
又は第16条の2第1項の規定に基づく教育職員の普通免許状
の授与（同法第5条第2項の規定による普通免許状に係る所
要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属す
る年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与を含
む。） 1件につき3,300円

(317) 教育職員免許法第5条第3項の規定に基づく教育職員
の特別免許状の授与 1件につき3,300円

(318) 教育職員免許法第5条第6項の規定に基づく教育職員
の臨時免許状の授与 1件につき1,700円

(318の2)及び(319) 略

(319の2) 教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づく
普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新 1件につき
3,300円

1件につき1,900円

(237)～(301) 略

(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木
造建築士試験の実施 1件につき15,100円

(303)～(315) 略

(316) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項
又は第16条の2第1項の規定に基づく教育職員の普通免許状
の授与 1件につき3,300円

(317) 教育職員免許法第5条第2項の規定に基づく教育職員
の特別免許状の授与 1件につき3,300円

(318) 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく教育職員
の臨時免許状の授与 1件につき1,700円

(318の2)及び(319) 略

(319の3) 教育職員免許法第9条の2第5項の規定に基づく
普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長 1件につき
2,000円

(320) 教育職員免許法第15条の規定に基づく教育職員の免許
状の書換交付又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれ
に定める額

- ア 免許状の書換交付 1件につき870円
- イ 略

(320の2) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改
正する法律（平成19年法律第98号。以下第320号の5までに
おいて「平成19年改正法」という。）附則第2条第2項の規
定に基づく更新講習修了確認 1件につき3,300円

(320の3) 平成19年改正法附則第2条第3項第3号の規定に
に基づく更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した
旧免許状所持者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科
学省令で定める2年以上の期間内にあることについての確認
1件につき3,300円

(320の4) 平成19年改正法附則第2条第4項の規定に基づく
修了確認期限の延期 1件につき2,000円

(320) 教育職員免許法第15条の規定に基づく教育職員の免許
状の書換え交付又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞ
れに定める額

- ア 免許状の書換え交付 1件につき870円
- イ 略

(320の5) 平成19年改正法附則第2条第5項の規定に基づく

免許状更新講習を受ける必要がない者の認定 1件につき

3,300円

(321)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(4) 略

(5) 介護保険法第115条の36第1項の規定により知事の指定する者に介護サービス情報の調査の実施に関する事務を行わせる場合における前項第13号の3の手数料 介護サービス情報の調査の実施に関する事務を行う者

(6)～(16) 略

(321)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(4) 略

(5) 介護保険法第115条の30第1項の規定により知事の指定する者に介護サービス情報の調査の実施に関する事務を行わせる場合における前項第13号の3の手数料 介護サービス情報の調査の実施に関する事務を行う者

(6)～(16) 略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1項第234号から第236号までの改正 平成21年4月16日

(2) 第2条第1項第13号の3及び第13号の4並びに同条第2項第5号の改正 平成21年5月1日